

第15回タイフェスティバル2017大阪 出店申し込み要項

1. 出店形式

- A) レストラン・ノンアルコール飲料ブース 30ブース(予定)
※キッチンカー(移動販売車)の持ち込み出店も含む
- B) アルコール飲料ブース 10ブース(予定)
- C) 物販・サービスブース 30ブース(予定)

注:ブース数は都合により変更することがあります。

2. ブース概要

2.1 テント : 3.6×3.6m 高さ2.0m

- 2.2 備品 : 1. テーブル 1.8 x 0.6m 2台
2. 椅子 4脚
3. 蛍光灯照明 1本
4. 電気 1ブースにつき1.5kwまで 1箇所
5. 店名の看板
6. 養生シート
7. 養生板(レストラン・ノンアルコール飲料ブースのみ)
8. 給湯器付き流し台(シンク)及び手洗い用設備
(レストラン・ノンアルコール飲料ブースのみ)
9. 水道水(レストラン・ノンアルコール飲料ブースのみ)
10. 消火器(レストラン・ノンアルコール飲料ブースのみ)
11. 家庭用冷凍・冷蔵庫1台(レストラン・ノンアルコール飲料ブースのみ)
※キッチンカー(移動販売車)の持ち込み出店の場合、
上記の電気以外の備品は無し。

3. 出店料

- A) レストラン・ノンアルコール飲料ブース 320,000円(税込み)/1ブース
調理による施設の破損や汚損した場合の保証金 40,000円/1ブース
- B) アルコール飲料ブース 450,000円(税込み)/1ブース
- C) 物販・サービスブース 200,000円(税込み)/1ブース

4. 出店条件

4.1 A) ~C) 共通出店条件

- 4.1.1 出店申込者は、フェスティバル当日に出店する事業主、経営者と同一であること。
申込者と出店者が異なっている場合、他社の営業許可証を使用した場合、出店の権利を又貸しあるいは譲渡した場合は、タイフェスティバル実行委員会は出店を許可しない権利を有します。
- 4.1.2 日本の食品衛生法に基づく営業許可を受けた店舗の業者であること。
- 4.1.3 出店者は日本国内で定められている衛生基準及び規則に従っていただきます。万が一規定に違反した場合は、今回のフェスティバルに限らず、今後の出店を一切禁止させていただきます。
- 4.1.4 会場内の周りの公園を含む、施設・地面及び植物の毀損を禁止します。

4.2 形式別出店条件

4.2.1 レストラン・ノンアルコール飲料ブース

日本に様々なタイ料理を紹介するために、レストランブースの出店を希望する方は、日本国内であり知られていないタイ料理を提供して頂くようご協力をお願いします。

出店の選定にあたり、メニューの内容を考慮させていただきます。

今年から、キッチンカー(移動販売車)の持ち込み出店を可能とします。

- 1) アルコール飲料の取扱いは一切できません。
- 2) 日本国内で定められている衛生基準及び規則に従っていただきます。
- 3) ノンアルコール飲料の販売は、市販の個別包装されたドリンクをそのまま販売することに限らせていただきます。店舗独自に作ったスムージー・生鮮果実飲料・乳飲料・タイティーの販売はできません。ドリンクに氷を入れての販売も禁止です。ビンの販売も禁止です。
- 4) かき氷の原料の氷は市販のものまたは冰雪製造業の許可を取得している施設で製造されたもの(冰雪の規格基準に合致したもの)を使用してください。かき氷にかけるシロップは無果汁のものに限ります。果肉や果汁をかけたり、フルーツ等をトッピングしての販売するはできません。

また、果汁入りの氷柱(氷菓)の取り扱いもできません。

- 5) ソムタムなどの生野菜の販売を希望される場合は、事前に店舗で個別包装と食品表示法に定められた表示をし、会場までお持ちください。会場での調理は禁止です。
- 6) 会場内での調理は加熱など最終工程に限らせていただきます。食材の一次加工(食材をカットする・皮をむく、生地を調合する等)は飲食店営業等の許可を受けた固定店舗の店舗内の調理場で行ってください。

会場内での一次加工は絶対にしないでください。

- 7) 上記3)～6)については、キッチンカー(移動販売車)で調理可能なものもあります。希望される方は大阪市が許可した『自動車営業許可』が必要となり、許可を取得した店舗のみ、出店可能とし、事前に実行委員会で確認します。また、イベントの当日、許可証の携帯が必要となります。キッチンカー(移動販売車)を持ち込んでご出店を希望される方は、大阪市の許可を取得してください。キッチンカーの出店場所については、実行委員会で決定させていただきます。

※昨年本イベントの利用者様からイベント内容についてご指摘を受けたことから、より良いものとするべく関係機関と協議した結果、ルールを守らない出店者について毎年厳しく注意することといたしました。

1. 出店にあたって、取り扱える品目は、出店先での製造、加工、調理の工程が簡易であり原則として、客に提供する直前に加熱したものに限り、客に提供する直前に加熱していない品目やトッピングについてはできないものもありますので、実行委員会の指示に従ってください。
2. 米飯類の販売については、実行委員会が特例で許可をしています。会場での取扱いは十分に注意し、65℃以上での温度管理の徹底をお願いします。
3. ソムタムなどの生野菜についても、実行委員会が特例で許可をしています。事前に店舗で個別包装と食品表示法に定められた表示をし、会場までお持ちください。会場での調理は禁止です。

本イベントの実行委員会の指示に従わない場合は、販売の中止、もしくは来年以降の出店は出来ません。

4.2.2 アルコール飲料ブース

- 1) フェスティバル当日に販売するアルコール飲料は食品表示法に基づく邦文表示があるものに限ります。
- 2) 販売可能なアルコール飲料は、タイのアルコール飲料のみです。
- 3) 今年から、ガラスビンそのままでの販売は禁止です。紙製やプラスチック製のコップに移し替えて販売してください。空きビンは出店者が責任を持って持ち帰ってください。缶での販売はそのまま可能です。
- 4) 既製のアルコールに氷を加えること、水で希釈することまたは2種類以上のアルコールを混合することはできません。
- 5) ブース位置は来場者の便宜と配置の均等を配慮した上で主催者側が指定したブースでの出店となります。
- 6) 上記の指示に従わない場合は、販売の中止、もしくは来年以降の出店は出来ません。

4.2.3 物販・サービスブース

- 1) 商品及び提供するサービスはタイと関連のあるものに限ります。
- 2) 食品販売は持ち帰り用で、食品表示法に基づく邦文表示がある商品に限ります。
- 3) 飲料の取り扱い、持ち帰り用ノンアルコール飲料のみ可能となります。来場者用の冷蔵、栓抜き飲料の取扱いはできません。
- 4) 一切の試食、試飲行為は行えません。(試飲試食行為のある場合はA) レストラン・ノンアルコール飲料ブースとして取り扱います。) 生の飲料や食料品の取扱いはできません。

5. 申込み及び出店の条件

- 5.1 出店申込者は、フェスティバル当日に出店する事業主、経営者と同一であること。万が一、申込者と出店者が異なっている場合、他社の営業許可証を使用した場合、出店の権利をまた貸しや譲渡した場合は、タイ・フェスティバル大阪実行委員会は出店を許可しない権利を有します。
- 5.2 出店希望者は、出店申込書を日本語で記入してください。(店名/社名、担当者名、タイ料理名は英語又はタイ語の表記も必要です)。申込書は昨年度のものより変更がありますので、ご注意下さい。また、その他の関連書類も必ず添付してください。

6. お申し込み手続き

6.1 レストラン・ノンアルコール飲料ブース

1. 営業許可証の写し(日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの)または営業を証明する公的書類などの写し
※キッチンカー(移動販売車)で出店を希望される場合は、該当する商品の販売に関する大阪市が許可した『自動車営業許可』の写しも必要です。
2. フェスティバルで販売するタイ料理の写真、料理名、値段を明記してください。
写真は、食器・分量・盛り付けなど、当日の料理を再現したもの。
3. 第15回タイ・フェスティバル2017大阪出店申込書
4. 誓約書

6.2 アルコール飲料ブース

1. 酒類販売業免許証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）もしくは、営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）、または営業を証明する公的書類などの写し
2. フェスティバルで販売する商品の写真
3. 第15回タイ・フェスティバル2017大阪出店申込書
4. 誓約書

6.3 物販・サービスブース

1. 営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）または営業や団体設立を証明する公的書類の写し
2. フェスティバルで販売する商品の写真
3. 第15回タイ・フェスティバル2017出店申込書
4. 誓約書

7. お申し込み手続き

- 7.1 申し込み用紙に必要事項を記入の上、上記の必要書類と共に、2017年3月17日（金）午後5時までに郵送（当日の消印有効）もしくはメールにてお申し込みください。

送り先：〒532-0012 大阪市淀川区木川東 4-8-33

TSP 太陽株式会社 タイフェスティバル 2017 大阪事務局 担当：宮原

TEL：080-3109-2601

Mail：thai-fes-osaka@tsp-taiyo.co.jp

- 7.2 出店者の選考結果は 2017年3月24日（金） にタイ王国大阪総領事館のホームページ www.thaiconsulate.jp 及び申込書に記入された番号宛での F A X にて発表致します。
- 7.3 2017年4月5日（水）14時半にタイ王国大阪総領事館5階の会議室にて、出店者説明会を開催します。 タイフェスティバル大阪 2017 イベント委託業者の責任者による、出店条件、出店上の注意事項、出店ブース場所（くじ引きによる抽選）等、出店に関する説明を行ないます。出店者に選ばれた店舗の方は、必ずご出席ください。
- 7.4 タイフェスティバル実行委員会は全事項記載がない申込書及び必要書類が揃っていない出店申込者の出店を許可しない権利を有します。

8. 出店料の支払い

- 8.1 タイフェスティバル実行委員会は 2017年3月24日（金）に、出店者の選考結果と出店料（レストラン・ノンアルコール飲料ブースの場合は、施設の破損や汚損した場合の保証金も含む）の詳細を発表いたします。
- 8.2 出店者は出店料（レストラン・ノンアルコール飲料ブースの場合は、施設の破損や汚損した場合の保証金も含む）の全額を 2017年4月4日（火）までに、お支払いいただきます。
- 8.3 期限内に出店料の支払いが完了していない場合は、出店する権利を放棄したものとみなします。
- 8.4 お支払いいただいた出店料は、いかなる理由でもお返しいたしかねます。ご了承ください。

9. レストラン・ノンアルコール飲料ブースにおける調理による施設の破損や汚損した場合の保証金の支払い

9.1 出店料と一緒にお支払いいただきます。

9.2 支払っていただいた保証金は、土に油がしみこんだり、コンクリートに焼け跡が付いたなどの調理による施設の破損や汚損、施設の修復費用として使います。

9.3 施設の破損や汚損がない場合、あるいは修復費用が残る場合は、イベント終了後速やかにお返しいたします。

10. 第15回タイフェスティバル2017大阪出店申込に関するお問合せは

タイ王国大阪総領事館 06 - 6262 - 9226/9227 (内線 408) または

TSP 太陽株式会社 タイフェスティバル2017大阪事務局 担当：宮原

TEL：080-3109-2601 Mail:thai-fes-osaka@tsp-taiyo.co.jp までご連絡ください。
